

丸森町住宅再建促進事業補助金手続フロー

事業実施期間：令和2年度から令和4年度まで
※必要に応じて、事業実施期間を延長

業者等

申請者

※原則、住宅所有者(町内居住者)=申請者

被災者支援室

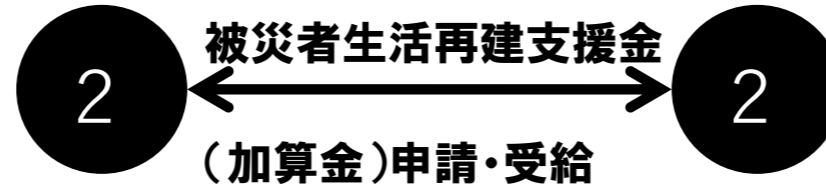
TEL0224-87-7225

建設課

TEL0224-72-3032



申請者と被災者生活再建支援金受給者の名義が異なっても同世帯の親族であれば可。住宅所有者と被災者生活再建支援金受給者が別世帯の場合は、住宅に居住する被災者生活再建支援金受給者が申請者となる。



1. 被災者生活再建支援金(加算金)受給対象者であることや戸籍、納税等状況を確認。
2. 申請者同意の元、住宅建設・売買契約書の写しを被災者支援室から提供。

- 【交付対象者】**
1. 東日本台風により被災した方で、被災者生活再建支援金(加算支援金)の受給対象者
 2. 町内に自らの居住の用に供する住宅を再建(建設又は購入)される方
 3. 令和元年10月12日から令和5年3月31日までに住宅を再建される方
※既に再建された方も遡って適用します。
 4. 町税等に未納がない方

- 【交付対象外】**
1. 修繕により再建される方
 2. しあわせ丸森暮らし応援事業補助金交付対象者
※重複交付不可
 3. 被災後に公営住宅(災害公営・町営)に入居された方

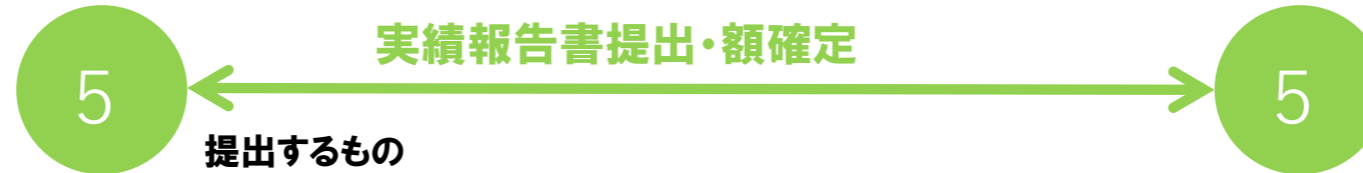
- 【以下は対象外経費】**
1. 住宅の修繕費用
 2. 購入した住宅の改修・リフォーム費用
 3. 外構や太陽光発電設備設置、浄化槽設置等の附属設備の取得費用
※太陽光発電設備設置、浄化槽設備設置に対しては別補助金あり。
 4. 物置、車庫、作業場等の附属施設の建設又は購入費
 5. 住宅の建設や購入を伴わない土地取得費(土地購入費・宅地造成費)
 6. 3親等以内の親族からの土地の購入費
 7. 自らが行う(業者等への工事発注を伴わないもの)宅地造成費
 8. 自らが所有又は購入する土地の嵩上げ費用(宅地造成に伴う盛土を除く。)
 9. 農地転用許可申請手続きや住宅建設・売買契約、登記事務等に係る諸経費



- 提出するもの
- ①丸森町住宅再建促進事業補助金交付申請書
 - ②土地売買契約書の写し(土地購入者のみ)
 - ③宅地造成に係る見積書又は工事契約書の写し(宅地造成者のみ)



- 提出するもの
- ①丸森町住宅再建促進事業補助金概算払請求書(振込先口座記入)
- 概算払いの時期は、住宅建設の進捗状況(申請者の工事施工者への最終支払い時点あたり)を見ながら個別に判断する。



- 提出するもの
- ①丸森町住宅再建促進事業補助金実績報告書
 - ②住宅建設・売買に係る領収書の写し
 - ③土地購入に係る領収書の写し(土地購入者のみ)
 - ④宅地造成に係る領収書の写し(宅地造成者のみ)
 - ⑤住宅に係る登記事項証明書
 - ⑥土地に係る登記事項証明書(土地購入者のみ)

◆不正な方法により補助金交付を受けた場合を除き、返還規定は設けない。
※この取扱いに定めのない事項については、社会通念上認められる範囲内で、被災者の住宅再建を支援する観点で判断する。